

賛助会員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人青山音楽財団（以下「本財団」という。）が運営する青山音楽記念館 バロックザール賛助会員制度である「バロックザール友の会」（以下「友の会」）に関し、会員の入会及び退会並びに会費等について、必要な事項を定めることを目的とします。

(名称と会員の種別)

第2条 友の会は、本財団の目的及び事業内容に賛同し、青山音楽記念館 バロックザールの活動を通して音楽家の育成、日本の音楽活動の普及・発展を後援するために入会いただいた、個人賛助会員及び法人・団体賛助会員からなるものとします。

2 友の会の賛助会員は、次条に定める手続きにより入会した個人（以下「個人会員」という。）及び法人・団体（以下「法人・団体会員」という。）とします。

3 本財団の理事会は、友の会の会員を総称する通称を定めることができるものとします。

(入会申し込み)

第3条 個人会員入会希望者は、本財団が指定する方法で賛助会員入会申込書に必要事項を記入し、会費（一口2,000円）を納入するものとします。

2 法人・団体会員入会希望者は、本財団が別に定める賛助会員入会申込書に必要事項を記入し理事長に提出し、会費（一口50,000円）を納入するものとします。

3 入会は、通年で申し込むことができますが、申し込み時期により特典の一部を受けられない場合があります。

(会員の期間)

第4条 会員の期間は、前条の「賛助会員入会申込書」に記載される年度（1月1日から12月31日）とします。但し、会員からの申し出により、申込対象年度は変更可能な場合があります。

(入会の成立及び拒絶)

第5条 入会は、前条及び第3条に定める入会手続き（入会申込及び年会費の納入）を行った時点で成立するものとします。

2 但し、月割りでの計算は行わず、年の途中から入会した場合でも年額支払いとします。

(会費)

第6条 会員は、会員種別ごとに次項所定の会費を納入しなければなりません。

2 会費は会員種別に応じて下記の通りとします。

(1) 個人会員

1口 年額2,000円として、各個人会員が任意に設定した1口以上の金額を毎年度1月末日までに支払うものとします。但し、入会した年度については、第3条第1項に従い入会申込書を提出した後速やかに支払うものとします。

(2) 法人・団体会員

1口 年額50,000円とし、各法人・団体会員が任意に設定した1口以上の金額を毎年度1月末日までに支払うものとします。但し、入会した年度については、第3条第2項に従い入会申込書を提出した後速やかに支払うものとします。

(3) 会費の支払い方法

会費は以下のいずれかの方法で支払うものとします。

- 1 本財団賛助会員管理システム上での決済
- 2 青山音楽記念館 バロックザールの窓口での決済

(会員特典)

第7条 会員は次の特典を受けることができます。

- (1) 抽選により、毎年3月初旬に行われる青山音楽賞授賞式への無料招待（会員枠）。
- (2) 抽選により、ワンコインコンサート（主催公演）への無料招待（会員枠）。
- (3) 法人・団体会員は上記に加え、ホームページへの芳名記載。

(会員資格有効期間)

第8条 会員資格有効期間は毎年1月1日より、12月31日までの1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までに、会員からの申し出がない場合には、さらに1年間継続し、その後も同様とします。

- 2 入会初年度の会員資格の有効期間は、入会した日から次の12月31日までとします。
- 3 会員資格は、会費の払込を本財団が確認することをもって継続されます。
- 4 振り込まれた会費等は返還いたしません。

(申込み内容の変更)

第9条 会員は、「賛助会員入会申込書」に記載した申込情報及び連絡先に変更がある場合は、すみやかに本財団に申し出てください。

(個人情報の保護)

第10条 本財団は、会員より提供された個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令に基づき管理するものとします。

(退会)

第11条 会員はいつでも会員本人の次の登録情報を記載した退会届を本財団が指定する方法で理事長に提出することにより、任意に退会することができます。

①氏名（法人・団体会員の場合は法人・団体名）

②住所

③電話番号

2 会員が死亡又は会員である法人・団体が解散した場合、当該会員は本財団の会員資格を喪失します。

3 会員から本財団に対して退会の意思表示がない場合でも、当該会員から一定の期間会費の払込を確認できない場合、当該会員は本財団の会員資格を喪失します。

（会員資格の停止または除名）

第 12 条 会員が下記各号の事由のいずれかに該当する場合、理事会の議決を経て会員資格を停止、又は、除名することがあります。

(1) 以下に示すような行為または著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。

◎本規程および本財団の定款・諸規程、諸法令、公序良俗に反する行為

◎本財団および他の会員への誹謗中傷、プライバシー侵害/商標権、著作権、財産権の侵害

◎不正な入会申込

◎本財団の名誉・信用失墜行為/宗教、思想、政治活動

◎本財団および他の会員への商品販売・勧誘

◎他団体・組織への勧誘

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者

◎京都府暴力団排除条例(平成 22 年京都府条例第 23 号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者

◎民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続中の事業者

◎社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者

(2) 正当な理由がなく会費を滞納したとき。

(3) 入会申込の内容に不正または虚偽の記載があったことが判明したとき。

(4) その他、本財団が会員として不相当と判断したとき。

2 第 1 項に基づき、会員がその資格を停止、又は除名された場合で、本財団に当該会員に対する債務があるときは、速やかに精算することとします。

（会費の不返還）

第 13 条 第 11 条または前条に基づき、会員が退会した場合、資格喪失、資格停止又は除名となった場合でも、本財団は当該会員に対し、振り込まれた会費等拠出金品の返還はいたしません。

（本財団の商号及び商標等の利用制限）

第 14 条 本財団より会員に提供される情報またはコンテンツ、画面デザイン、ロゴ等に関

する著作権や商標権などの知的財産権、その他一切の有体・無体の財産権（以下、「知的財産権等」という。）は、本財団に帰属するものとします。

2 会員は、本財団の商号及び商標を含む前項の知的財産権等を利用しようとする場合は、理事会の承認を得る必要があります。なおこれらの利用で生じた不利益に関しては本財団はその責任を負わないものとします。

3 本財団の機関紙、ホームページ、SNS 及びマスコミ発表記事等、本財団に関わる情報を利用削除する場合は、理事長の承認を得る必要があります。

（損害賠償）

第 15 条 会員が、法令、本財団が定める諸規程に違反し、またはそれに類する行為によって本財団が損害を被った場合、本財団に対して損害を賠償する責任を負います。

2 前項の規定は、会員が会員資格を失った後も、継続して当該会員に適用されるものとします。

（地位の移転等）

第 16 条 会員は、会員としての地位、入会によって生じた権利を第三者へ譲渡、売買、担保に供する等の行為をしてはならないものとします

（規定の追加・改正）

第 17 条 本規程に定めのない事項で、必要と判断される事項については、理事会の議決を経て、順次追加及び改正するものとします。

（会員規程の変更）

第 18 条 本財団は、友の会の円滑な運営のために必要である場合、理事会の議決を経て、本規程を変更することがあります。本規程の変更がなされた場合には、変更後の本規程は本財団が別途定める変更期日より効力を生じます。

（本規程の承諾）

第 19 条 賛助会員は、入会の際に本規程を承諾したものとします。なお、本規程を変更する際は別途通知をします。

（補則）

第 20 条 上記の他、本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとします。

附 則

この規程は、2025 年 2 月 1 日から施行します。